

令和5年12月8日

第6回水俣市農業委員会

第6回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年12月8日
開会 9時30分
閉会 10時43分
- 3 出席委員
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
4番 金田一充章 君 12番 前田 仁 君
5番 淵上 正嗣 君 13番 山下 隆敏 君
6番 寒川 勝 君 14番 鬼塚 浩三 君
7番 山内 英明 君
推進委員 14名 15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 11番 廣島 康雄
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
議第18号 非農地証明書交付について
議第19号 農地法第3条の許可申請について
議第20号 農地法第4条の許可申請について
議第21号 農地法第5条の許可申請について
議第22号 農用地利用集積計画の申出について
議第23号 農用地利用集積等促進計画の申出について
議第24号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
次長 大川 尊
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏 (欠席)

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第6回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名、欠席は、11番、廣島委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、12番、前田委員、13番、山下委員にお願いいたします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、5番、淵上委員にお願いいたします。</p>
<p>5番委員 (淵上正嗣君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知についてです。 議案書は、1ページになります。 1件でございます。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は、台帳現況ともに田で、面積は1,584㎡です。 合意解約日は、令和5年11月23日で、解約の理由は、経営縮小のためとなっております。 農地の場所につきましては、議案書2ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第18号、非農地証明書交付についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
<p>10番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、10番、稲田委員にお願いいたします。</p>

10番委員	<p>議第18号、非農地証明書交付について、番号1について説明いたします。</p> <p>土地の所有者、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。</p> <p>面積は、206㎡。</p> <p>土地の現況の詳細は、記載されていますが、平成18年12月に相続されましたが、既に山林の様相を呈しており、当該農地は傾斜地であり畑としての利用は困難だったということで、また、雑木等が生えている状況であるということでした。</p> <p>場所は、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を、4日に担当行政書士の方と事務局2名、私で行いました。</p> <p>現地を確認したところ、そこまでに行く道がかなり狭く、申請書どおり傾斜もかなり酷くて、すでに山林化し竹林もかなり生えていました。</p> <p>よって、農地に復元することは不可能ではないかということで、判定しました。</p> <p>御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第18号、非農地証明書交付については、証明書を交付することとしてよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第18号、非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第19号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>番号1番と2番は、私の担当ですので、私から説明します。</p> <p>議第19号、農地法第3条の許可申請についての1番と2番について説明いたします。</p> <p>議案書、8ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。</p>

	<p>地目は、台帳は田、現況は畑です。 面積が、324㎡。 2番も、譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、384㎡。 譲受人は、今は会社を退職されまして、家におられるような状態です。 申請地は、9ページをご覧ください。 現地調査を4日に、事務局2名、行政書士、私達の5名で行いました。 ここは元々、田だったのですが、今は水が無く、埋め立てられて畑になっています。 ここは、今は耕作していないんですが、草払いはされて畑の状態になっています。 譲受人の方も、家の前に畑がありますが、現在耕作されています。 よって、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>2番委員 (竹下正治君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、2番、竹下委員をお願いします。</p>
<p>2番委員</p>	<p>農地法第3条の許可申請の3番について説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 台帳現況共に畑になっています。 面積は、284㎡。 譲受人は専業農家で、水稻と畑作をされており、妻と2人で、年間300日以上は農作業に従事され、長男も休日には手伝っておられる状況です。 耕作面積は、記載のとおりで、田が4,895㎡、畑が3,103㎡。 二人とも真面目で、一生懸命に取り組んで農作業をされています。 申請地は、10ページをご覧ください。 以前、譲渡人が家建てられたときに、その周囲にあった譲受人の園地を譲っていただいて、畑を作っています。その時、議案のこの場所を分筆して、譲受人が分筆した分を保有した状態で登記をする予定が、そのまま譲渡人の方になってしまっていたので、申請地の上の場所に、譲受人の山林とかがあって、道を残しておく予定だったのがそのまま登記されていたので、譲受人と話し合っ、譲渡人から贈与で所有権移転となった状況です。 現地調査を、12月4日に、私と宮森推進委員、行政書士、事務局で調査を行いました。 周辺の状況は、畑になっています。 隣接地は譲渡人の畑で、周りは畑地ですので、何ら問題はないと</p>

	<p>思います。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしておりますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
9 番委員 (戸次治夫君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、9番、戸次委員。</p>
9 番委員	<p>3番についてですが、私が譲渡人の夫と友達で、約1年前から、相談が 있었습니다。</p> <p>この物件は先程も言われたとおり、仮登記が本登記になってしまい、284㎡を返還というような形です。</p> <p>平成27年に承認された議案です。</p> <p>それから以降は、固定資産税も譲渡人が払っていたそうです。</p> <p>という内容を譲受人に伝えて、譲受人の了承を得たということで、今日まで来たような状況で、私もそれを聞いていて、いつ議案に上がってくるのかなと待っていましたが、去年催促したら、やりますと言われた件ですが、譲受人に返還するだけで、譲渡人もどうしたらいいかというような状況でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第19号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第19号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第20号、農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。</p>

	<p>番号1番は、私の担当ですので、私から説明します。</p> <p>議第20号、農地法第4条の許可申請の1番について説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳は畑、現況は宅地です。</p> <p>申請理由は、相続する以前に、申請人の父親が農地法の理解不足により許可を得ずに、農地のまま個人住宅を建てさせてしまっていたため、4条申請が出ています。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。</p> <p>3条申請の出た、2番目の土地です。</p> <p>これは、分筆してあります。</p> <p>農地法第4条の転用に係る許可基準により、宅地に転用しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
9番委員	はい、議長。
議長	はい、9番、戸次委員。
9番委員	<p>許可なしに建てられた、又、第一種農地でもあり、家が建ったから、そのまま放置するわけにはいかない。</p> <p>それでいいんでしょうか。</p>
議長	<p>昭和38年頃に建てられていて、本来なら地籍調査の時に転用しておけば良かったのですが、されないままだったものですから。</p> <p>周りには家があり、そういう理由で家を建ててあったんでしょうから。</p> <p>現在、家が建っていますから、始末書だけはでているんですけど。その判断は、しなければいけないと思っています。</p>
9番委員	<p>農振地だから、家が建てられないということで、諦める人はいますよね。</p> <p>その様な形で家を建てたら認知されて、それじゃ済まされないと思うんですよね。</p> <p>始末書だけでいいものか。</p> <p>理解に苦しむところです。</p>

議 長	<p>この地域の下のほうが農振地で、許可が下りている所もあるんですよね。</p> <p>なぜ、そういう所があるのかなと。</p> <p>幾つかの相談もあったんですが、現在は下りないんです。</p> <p>以前は、何かで下りていたんですね。</p> <p>60年ほど前に決めていたことなので。</p>
3番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、3番、中村委員。
3番委員	<p>うちも農振地区に家建てたんですが、農振除外をしていなくて、県に申請して1年くらいかかりました。</p> <p>家を建てておけば、申請をしなくていいということですか。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>こちらのほうは第1種農地になっていますが、集落接続というもので、道の上のほうが宅地になっています。</p> <p>例外的に許可ができる形になっていますので、今回は、例外的に許可ができるということになります。</p> <p>そもそもここに建っていた宅地で、家がかなり前から建っているような状況で、以前に処理をしなければいけなかったのかなと思っています。</p> <p>ここ最近に建ったとかではなく、何十年も前から建っていたということですね。</p> <p>会長がおっしゃられたように、地籍の時もスルーしてきている状況だったと思います。</p> <p>通常の1種農地の宅地転用は許可できませんが、今回は集落接続、例外規定で転用そのものが可能ということになります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>その中で、土地を貸して造られていた家なので、難しかったのかなと。</p> <p>公共事業の立ち退き等で家を建てた人は、特例で認可がおりています。</p> <p>農家住宅は、1種でも特例でできます。</p> <p>集落に接続、繋がっていればできるという特例があります。</p> <p>絶対にダメということではないですが、ここで許可を下ろすか、だけのこと。</p> <p>農地法は、但し書きがないので難しいところがあります。</p>

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>すみません。先程、中村委員がおっしゃられていた農振除外の手続きの件ですが、農用区域内に関しては、農林水産課で除外したうえでないと転用ができません。</p> <p>ここは、第1種農地ということで、農用区域とはギリギリずれてきます。</p> <p>この下が農用区域内になりますので。</p> <p>ここは農地法で言う第1種農地で、10ha以上の農地になります。</p>
議長	<p>申請地の道向こうが農用地ですが、ここは何もできない。でも、ここにも特例で家が建っています。他にはございませんか。</p>
	(なしと言うものあり)
議長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第20号、農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。</p>
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第20号、農地法第4条の許可申請については、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第21号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
9番委員	はい、議長。
議長	はい、9番、戸次委員お願いします。
9番委員	<p>議第21号、農地法第5条の許可申請について、番号1番。16ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。3筆あります。</p> <p>3筆合計1,987㎡となっています。</p> <p>転用の目的、転用理由ですが、申請地は、過去に大雨や台風の被害を受け、耕作されておらず今後も耕作予定はないとのこと。</p> <p>本事務所と隣接し、県道沿いで便利なため、資材置場として活用したい。</p>

	<p>第2種農地で、所有権移転です。 施設概要は、面積1,987㎡です。 資金計画は、議案書記載のとおりです。以上でございます。 場所は、17ページをご覧ください。 県道から上り、バス停より約500m、これに書いてある、みなくるバス停から、約100mほど下って行った所の左側です。 ここにも書いてあるように、大雨、台風の被害をかなり受けておられるということで、この田んぼは、川より、低い所で約1.5mくらいの所が、一番下の農地、これがそのくらいになります。 水嵩が上がると、その田も浸かってしまうような状況です。 道路から右側、田の反対側ですが、これが山沿いからの水が多くて、流れ込んでしまう被害が出ていたそうです。 譲渡人に聞きましたところ、息子さん達もおられますが、もう作らないということで、緑区分の状況で、そのままになっておりました。 この中に、県道の側溝からの排水等が、田んぼの溝の方に入っています。 これはどうしても潰すことは出来ませんので。 これは、ちゃんと排水等を兼ねて、ちゃんとして造りますとのことでした。 周りに他の人のもなく、何ら問題はないと思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>13番委員 (山下隆敏君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、13番、山下委員お願いします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>農地法第5条の許可申請の2番について説明いたします。 議案書の16ページとなります。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書16ページの2番に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田となっており、面積は499㎡です。 転用理由及び、資金計画は議案書のとおりで、現在住んでいるところが手狭になってきたため、閑静な住宅街で交通量も少ない申請地に個人住宅を建てたいという要望がありました。 申請地の農地区分は第1種農地ですが、第1種農地は原則、許可することができないとなっていますが、申請地の横には家が建っており、集落接続とみなし、例外的にも許可することができるとなっております。 申請地は、議案書19ページをご覧ください。 現地のすぐ手前には、現在、住宅も建っております。 その申請地の50mほど先には、また新しく5、6軒ほどの集落もできています。 12月4日に、事務局、森下推進委員と私、4人で現地調査を行</p>

	<p>いました。</p> <p>配置図、排水計画図は、議案書20ページに記載されております。ご覧ください。</p> <p>雨水、浄化槽排水については、申請地の手前に道があり、その横の道路の側面に排水溝がありますので、そこの排水溝に流す計画となっており、周囲の農地に影響は全くございません。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可申請基準により、個人住宅を建築しても問題はないと判断してまいりました。</p> <p>御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
9 番委員	はい、議長。
議 長	はい、戸次委員。
9 番委員	<p>すみません、言い忘れました。</p> <p>12月4日に現地調査を、事務局2名、譲受人、私と坂口推進委員の5人で行いました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第21号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第21号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第22号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>まず、新規設定の1番、再設定の3番、一括方式の1番の議案を審議した後、再設定の1番と2番の議案を審議いたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>

2番委員	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員にお願いします。
2番委員	<p>22ページ、農用地利用集積計画の申出の、新規1番の説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、表記のとおりです。</p> <p>3筆になります。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑で、面積は、3筆合計の2,976㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日。期間は3年になっています。</p> <p>利用目的は、玉葱。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権。</p> <p>この件は、以前から農地利用集積計画の申請をして書いておられたんですが、更新が1か月遅れたために、新規扱いとなった物件です。</p> <p>借人の農業経営は、水稻栽培を行いながら、裏作として玉葱を栽培しておられます。</p> <p>ここ畑地ですが、他町で広く借りて田を作り、そこにも玉葱を一町一反作られるそうです。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。</p> <p>4日に、推進委員の宮森さんと現地を見て、借人のお宅を訪ね、話を伺いました。</p> <p>本人は不在でしたが、そのお父さんの代から、ずっと借りておられる農地ですので、いろいろと話を聞いたんですが、貸人の方は、御両親がおられなくて、兄弟3人らしいのですが、熊本の方におられるということで、借人の方に栽培ができる間は、利用してくださいということで、お父さんの代から言われていて、息子さん達も言われているとの事でした。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各号の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
7番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議長	はい、7番、山内委員にお願いします。
7番委員	<p>農地利用集積計画の申出、再設定の3番及び、利用権一括方式1番について、説明いたします。</p> <p>貸人、借人は議案書23ページの3番、24ページの1番に記載のとおりです。</p> <p>まず、再設定の3番から説明します。</p>

土地の所在は、議案書記載のとおりです。3筆で、面積は合計6,624㎡です。

始期終期は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

利用目的は、甘夏の栽培です。

利用権の種類は、賃借権です。

借賃は全体で、記載のとおりです。

借人の経営面積は、自作地、借入地の合計14,318㎡で、従事者は2名、みかん専業農家です。

農業従事日数は、365日となっています。

申出地は、27ページに記載のとおりです。

土地の所在に、岡本推進委員と12月2日に同行した際、借人が、みかんの手入れをされていて、きちんと管理はされていました。

この度、5年間の利用権の期限が切れていましたので、再設定の申出です。

よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議をお願いいたします。

続きまして2件目、24ページ1番、利用権一括方式の説明をいたします。

土地の所在は、議案書記載のとおりです。2筆です。

面積は、合計11,978㎡で、利用権の始期終期は、令和6年1月1日から令和15年12月31日の10年間です。

利用目的は、デコポン不知火と甘夏の栽培です。

ハウス栽培と露地の夏みかんの栽培です。

利用権の種類は、賃借権です。

借賃は、議案書記載のとおりです。

借人は、新規就農者で、公益財団法人熊本県農業公社からの転貸人で50歳、若いです。

東京でエンジニアをされていたそうです。

早期退職で就農され、岡本推進委員と12月2日に現地確認に伺ったおり、タイミングよく本人とお会いできました。

ハウスの修理をされており、剪定もされていました。

道路わきの雑木を切るなど、道路の管理をされており、非常にやる気があるように見受けました。

放っていたわりには、不知火がなっていて、売れるようなB級品でいけるんじゃないかと思いますが、岡本推進委員、売先をお世話をするように、約束をしていました。

甘夏も無農薬で沢山なっていて、誰か売先を世話したらいいんじゃないかなど。

1月1日からなので、今、実っている分は採っているのかどうかは、どういう契約になっているのか、私はわかりません。

農業従事者は、本人のみです。

申請地は、28ページに記載のとおりです。

私と岡本推進委員の圃場が見えるくらい山の上で、眺めは絶品です。

この度、新規就農で、農業公社の斡旋により、賃借権の申出です。

	よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議をお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
19番委員 (岡本成道君)	はい、議長。
議 長	はい、19番、岡本委員にお願いします。
19番委員	直接、借人とお話させていただいたんですが、新規就農の方で、やる気を持っている、大切に農業に従事させて頑張っていたかいいなと思いました。 今、作られているのが無農薬状態じゃないかなと思うので、良い販売先が見つかればと思いますので、御知恵があればお願いします。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第22号農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番、再設定の3番、一括方式の1番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第22号農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番、再設定の3番、一括方式の1番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 続きまして、議第22号、農用地利用集積計画の申出についての再設定の1番と2番の議案を審議いたします。 なお、再設定の1番と2番の借人である稲田委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、稲田委員の退場をお願いします。
	(稲田委員退場)
議 長	番号1番2番は、私から説明します。 議第22号、農用地利用集積計画の申出の1番と2番について説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 1番、地目、台帳現況共に田です。

	<p>面積は、3筆で、2, 733㎡。</p> <p>始期終期は、令和6年1月1日から令和10年12月31日の5年間です。</p> <p>利用目的は、1番が水稻、2番が野菜です。</p> <p>借賃は、1番が無償。</p> <p>利用権の種類が、使用貸借権です。</p> <p>2番が、利用権の種類が、賃借権です。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください</p> <p>稲作と玉葱をされています。</p> <p>2番は、玉葱だけの作付けです。</p> <p>もう一筆は、玉葱の苗床で、譲受人も頑張っておられます。</p> <p>周辺に遊休農地はほとんどなく、集落の皆さんがお互い借りあって耕作をされて、借人の人もリーダーとして頑張っておられます。</p> <p>周辺の田は、殆どが利用権をされているところで、3、4人で頑張っておられます。遊休農地の解消になっています。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第22号、農用地利用集積計画の申出についての再設定の1番と2番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第22号、農用地利用集積計画の申出についての再設定の1番と2番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 稲田委員の入場を認めます。
	(稲田委員入場)
議 長	次に移ります。 議第23号、農用地利用集積等促進計画の申出についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。

14番委員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。
議長	はい、14番、鬼塚委員をお願いします。
14番委員	<p>議第23号、農用地利用集積等促進計画の申出、1番についてご説明いたします。</p> <p>議案書は30ページをお開きください。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑で、面積は9,492㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年2月1日から令和10年1月31日までの5年間です。</p> <p>利用目的は果樹で、利用権の種類は賃借権です。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>借人の経営面積は、自作地が5,551㎡。</p> <p>借入地、8,893㎡となっており、年齢も30代と若く、妻と2人で農業に従事されています。</p> <p>農業経営は果樹を栽培されています。</p> <p>本人は、熊本県が行っています農業コンクールで新人賞を受賞されています。</p> <p>大変頑張っておられます。</p> <p>申出地は、元々借人から、転借人が借りて、果樹を栽培されていましたが、今回、賃借期限の終期が来ることに伴い、再度、賃借するものです。</p> <p>申請地は、31ページの地図をご覧ください。</p> <p>分かりにくいんですが、地図の右上のほうから入って行く感じで思ってもらえれば。</p> <p>前日、中村委員と園地の確認にいきましたところ、良く管理されておりまして、大変頑張っておられました。</p> <p>よって、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、御審議の程、よろしくご説明いたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第23号、農用地利用集積等促進計画の申出については、承認してよろしいですか。

	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第23号、農用地利用集積等促進計画の申出については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第24号、農地移動適正化あっせん基準見直しについてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第24号、農地移動適正化あっせん基準の見直しについて、説明させていただきます。</p> <p>議案書は、32ページから41ページになります。</p> <p>まず33ページをご覧ください。</p> <p>水俣市のあっせん基準について、法改正による文言修正や地域計画関係の項目追加の改正等になります。</p> <p>34ページから37ページまでがあっせん基準の本文となります。</p> <p>このあっせん事業は、34ページ1の目的に記載されておりますとおり、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、本農業委員会が農地保有の合理化等を推進するために、農用地内の農地について、経営面積等の要件を満たす認定農業者等へ農地の権利移動のあっせんを行うものです。</p> <p>しかしながら、同様の事業として、熊本県農業公社が実施する農地中間管理事業の特定事業である、農地売買事業があるため、本市においては、この中間管理の特例事業を実施しており、本あっせん事業の実績はございません。</p> <p>もし、本事業を実施する場合は、農地所有者からの申し出を受け、農業委員会が選定調書を作成し、基準に適合していれば、あっせん委員3名を指名したうえで、農地をあっせんすることとなります。</p> <p>このあっせんの基準について定めているものがこのあっせん基準となりますが、その要件として、農地の権利を取得させる者として、34ページ3、あっせん基準の①に記載されておりますとおり、農業を営む者、農地所有適格法人、農地中間管理機構等となっております。</p> <p>その際、アイウの要件が必要となりますが、特にアの権利取得後の経営面積が基準を超える必要があります。</p> <p>令和4年7月の第25回総会におきまして、この基準面積の変更につきましては、改正したところがございますが、今回は、法改正による文言修正が主なものとなっておりますので、基準面積の詳細については、掲載しておりません。</p>

	<p>尚、改正箇所につきましては、議案書38ページから41ページに新旧の対照表として記載しておりますので、ご覧いただければと存じます。</p> <p>今回、この内容で改正を行おうと思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第24号、農地移動適正化あっせん基準見直しについては、本案のとおり決定してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第24号、農地移動適正化あっせん基準見直しについては、本案のとおり決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第6回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員